

○国立大学法人帯広畜産大学長選考規程細則

(平成16年4月8日細則第31号)

改正 平成18年1月19日細則第1号 平成19年3月15日細則第7号

平成23年8月31日細則第7号 平成27年3月19日細則第2号

(趣旨)

第1条 国立大学法人帯広畜産大学長選考規程(平成16年規程第113号。以下「規程」という。)第14条の規定に基づき、この細則を定める。

(学長選考候補者の推薦)

第2条 規程第6条第3項に国立大学法人帯広畜産大学長選考会議(以下「選考会議」という。)が別に定める様式は、次の事項を含むものとする。

- (1) 学長選考候補者の氏名
- (2) 学長選考候補者の生年月日及び年齢
- (3) 学長選考候補者の現住所及び連絡先
- (4) 学長選考候補者の現職
- (5) 学長選考候補者の履歴の概要
- (6) 学長選考候補者の業績の概要
- (7) 学長選考候補者の所信

(所信説明の公開)

第3条 規程第7条に規定する所信説明を行うに当たり、選考会議が必要と認めたときは、規程第8条に規定する投票による意向聴取の投票資格を有する者に公開して行うものとする。

(意向聴取の方法)

第4条 規程第8条に規定する投票による意向聴取は、教員にあつては教授、准教授(講師を含む。)及び助教(助手を含む。)の別に、事務系職員にあつては課長補佐相当以上及びそれ以外の別に行うものとする。

(投票の公示等)

第5条 選考会議は、原則として投票日の10日前までに、投票の日時及び場所を公示するものとする。

(投票者の資格)

第6条 投票者の資格の有無は、当該投票日の公示の日現在をもって定める。ただし、投票日までに退職等の異動により、国立大学法人帯広畜産大学(以下「本学」という。)の職員でなくなったときは、その資格を失う。

(投票者名簿の作成)

第7条 投票者名簿は、選考会議が作成する。

2 前項の投票者名簿は、前条第1項ただし書の規定による異動があつたときは、その都度補正する。

(名簿の縦覧)

第8条 投票者名簿は、第5条の公示日から投票日までの間、選考会議の指定した場所において縦覧に供する。

(異議の申出)

第9条 投票の資格を有する者は、投票者名簿の登録に関し不服があるときは、前条の縦覧期間内に、選考会議に異議を申し出ることができる。

2 選考会議は、前項の異議の申し出を受けたときは、その申し出が正当であるかないかを決定し、正当であると決定したときは、直ちに投票者名簿を訂正するものとする。

(通知)

第10条 選考会議は、第5条の公示後遅滞なく、次の事項を投票者に通知するものとする。

- (1) 学長選考候補者の氏名
- (2) 学長選考候補者の生年月日及び年齢
- (3) 学長選考候補者の現住所(市区町村名以下を除く。)
- (4) 学長選考候補者の現職
- (5) 学長選考候補者の履歴の概要
- (6) 学長選考候補者の業績の概要
- (7) 学長選考候補者の所信

2 前項の通知は、ホームページに掲載することによって行う。

(期日前投票等)

第11条 投票日に出張等により投票できない者に限り、公示日の翌日から投票日の前日までの期間における期日前投票を認めるものとする。

2 期日前投票の対象者、手続方法等詳細については、選考会議が別に定め、第5条の公示後遅滞なく投票者に通知するものとする。

3 郵便等による不在者投票及び代理投票は、認めないものとする。

(投票所)

第12条 投票所は、選考会議が指定した場所とする。

(投票管理者)

第13条 投票所に投票管理者を置き、選考会議の委員若干人をもって充てる。

(投票立会人)

第14条 投票所に投票立会人若干人を置く。

2 投票立会人は、投票者名簿に記載された者の中から、選考会議が委嘱する。

(投票用紙の交付等)

第15条 投票用紙は、投票所の受付において交付する。

2 投票用紙は再交付しない。

3 投票用紙に印刷する学長選考候補者の氏名の順序は、選考会議がくじで定める。

(投票の方法)

第16条 投票は、1人1票に限るものとし、投票人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された学長選考候補者のうちその投票しようとするもの1人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に○の記号を記載して、これを投票箱に入れる方法により行う。

(投票終了)

第17条 投票が終了したときは、投票管理者は、投票立会人とともに学長選考候補者意向聴取投票受付名簿を添付し、速やかに、投票箱を選考会議議長に送致しなければならない。

(開票)

第18条 開票は、非公開とし選考会議が行う。

2 開票は、選考会議が定める場所で、即日行わなければならない。

3 開票を終了したときは、選考会議議長は、開票録を作成しなければならない。

(投票の効力)

第 19 条 投票の効力は、選考会議が判定し、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの又は所定の○の記号の記載方法によらないもの
- (2) 学長選考候補者でない者に対して○の記号を記載したもの
- (3) 一投票中に 2 人以上の学長選考候補者に対して○の記号を記載したもの
- (4) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (5) ○の記号を自ら記載しないもの
- (6) 学長選考候補者のいずれに対して○の記号を記載したかを確認し難いもの
- (7) その他選考会議において無効と認めたもの

(投票結果の公示)

第 20 条 選考会議は、投票結果を速やかに公示しなければならない。

2 前項の投票結果は、五十音順に各階層別の得票数を有効投票数と併せて公示する。

(開票録の縦覧)

第 21 条 開票録は、投票終了後 7 日間、選考会議の指定した場所において縦覧に供する。

(諸様式)

第 22 条 第 2 条の学長選考候補者推薦書、第 7 条の投票者名簿、第 15 条の投票用紙、第 17 条の学長選考候補者意向聴取投票受付名簿、第 18 条の開票録の様式は、選考会議が別に定める。

(選考事務の委嘱)

第 23 条 選考会議は、選考に関する事務を事務職員に委嘱することができる。

(業務執行状況の確認方法)

第 24 条 規程第 12 条に規定する業務執行状況の確認は、毎年 1 回定期に行うものとする。ただし、学長就任 1 年目(再任を除く。)については、行わないものとする。

2 前項のほか、選考会議が必要と認めた場合は、臨時に学長の業務執行状況の確認を行うものとする。

3 前 2 項の確認は、本学の自己点検・評価の結果、監事の監査結果、国立大学法人評価委員会の評価結果等を活用して行うものとする。

4 選考会議が業務執行状況の確認のため必要と認めたときは、学長に直接説明を聴く機会を設けるものとする。

(雑則)

第 25 条 この細則に定めるもののほか、学長選考に関する必要な事項については、選考会議が別に定める。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 8 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 19 日細則第 1 号)

この細則は、平成 18 年 1 月 19 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 15 日細則第 7 号)

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 31 日細則第 7 号)

この細則は、平成 23 年 8 月 31 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 19 日細則第 2 号)

この細則は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。